

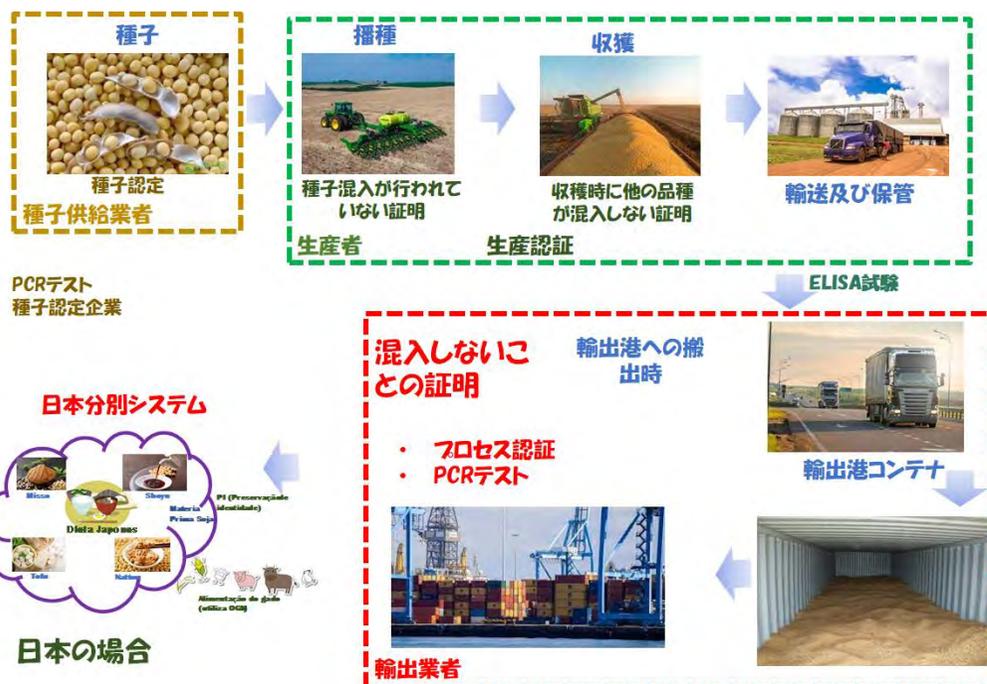
## ブラジルのトレーサビリティ関連政策 その3

- トレーサビリティが行われるものは流通の過程（生産者から消費者に届くまでの過程）、生産工程、農薬の使用品目、日付等に関する情報が記載されることになっている、但し今後、改定が行われ、更なる詳細が追加されることともなっている。詳細が追加されるごとに認証機関の必要性が増してくる
- トレーサビリティは、種々の法律・規定が設けられており、農牧供給省の規定およびANVISAの規定を満たす必要がある。主なものとしては、冷凍食肉、農産物および牛の起源に関するもの。ブラジルの農畜産物に関するトレーサビリティは、以下の様に大別できる
  - ① 牛肉流通に関するもの
  - ② 生鮮野菜流通に関するもの（INSTRUÇÃO NORMATIVA CONJUNTA - INC Nº 2, DE 7 DE FEVEREIRO DE 2018）
  - ③ CAR（農村部環境登録）に関するもの（2012年森林法Lei 12.651を基に、DECRETO Nº 7.830, DE 17 DE OUTUBRO DE 2012にて規定）
  - ④ 自主的なトレーサビリティ
  - ⑤ 自主的認証に関するもの
- 現時点、大豆に関するトレーサビリティ法は存在せず、「Instrução Normativa 11/2007」に基づき大豆の品質に関する法令が存在するのみである
- 但し輸出にあたっては、輸出先の法令が存在することより、大豆のトレーサビリティは上記の③から⑤に相当し、輸出先の規定によりトレーサビリティを行うことになる

# 分別生産流通管理 (IP ハンドリング)

- 輸出先の規制、特に遺伝子組み換え食品規制に合わせたトレーサビリティの取り組みも始まっている。遺伝子組み換え食品に関しては、遺伝子組換え農作物をめぐる国際的取り決めがカルタヘナ議定書として定められており、それに基づき活動することが定められている。その為のシステムとして分別生産流通管理 (IP ハンドリング)がとられ必要性が生じている
- 主なコントロールは以下の通りである。①種子購入時：種子供給業者による証明、②播種時：他の種子が混入していないという証明 ③収穫時：他品種が混入していないという証明 ④保管時：他の品種が混有していないという証明 ⑤輸送時：他の品種が混入しないという証明 ⑥輸出港湾時：分離されたコンテナで輸送・保管されているという証明

## 分別生産流通管理 IPハンドリングの概要



(出所) ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA作成

## 遺伝子組み換えでない大豆の輸出を行っている企業等

企業名	企業タイプ	業務分野	認証システム	供給物
COTRIMAIO	生産者組合	農業生産及び一次加工	IP 生産物認証	遺伝子組み換えでない大豆および副産物
SELECTA	種子生産及び農業支援	農業生産及び一次加工	IP 生産物認証	遺伝子組み換えでない大豆および副産物
INSOLO	コンサルタント	農業生産	IP 生産物認証	遺伝子組み換えでない大豆および副産物

(出所) Sistemas de Identidade Preservada em Cadeias Agroindustriais: o caso de produtos não geneticamente modificadosより、ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA 作成

## トレーサビリティに関する課題等

- 前頁の農家数は、インボイスを発行できる農家であり、市場に農産物を正式に流通させている農家である。穀物の場合は、トレーサビリティの面では履行可能と思われるが、肉業飼育は正式でない方法にて市場に牛を流通させている農家が多く存在し、それが牛のトレーサビリティを困難にさせている状況となっている
- 農産物に関しては、伐採を伴わない場所にて生産されたという証明を取ることは比較的可能であるが、肉牛に関しては、繁殖・飼育・肥育農家と異なった段階を経て流通すると同時に、牛は地方農家にとって貯蓄と同様な意味合いを有しており、それだけに多数の飼育者を経て食肉工場に納品されるという性格を有している
- 現在はタグにて頭数を管理するという方式であるが、これでは飼育の過程で違法地区にて飼育された牛が混入するリスクを有している。それだけに牛のトレーサビリティは困難な要素を有している
- 市場流通に関与する農家は、上記の表が示すとおり、限定的であり、大多数の生産者は、市場から疎外されており、唯一、農家の収入減となっている牛の販売についても今後、トレーサビリティ義務が厳しくなり、販売が困難になることより、市場に流通できる農家とできない農家の格差は大きくなると推定される
- なお、市場に流通させるための条件は以下の通りである
  - ① 全てデジタル化されており、自宅でインターネットに接続し、必要なフォームを記載し、届け出る能力を有すること
  - ② 所有する土地のCARが終了していること（土地のデジタル化）
  - ③ 活動する州での生産者登録もしくは企業登録
  - ④ CPFをベースとしたデジタル認証を取得すること
  - ⑤ 種々の登録フォームにアクセスできること
- この様な条件が重なるため、自宅にPCを有しない零細農家にとっては大きなハードルとなっている。また登録フォーマットも複雑なため、登録することができず生産物を作っても正式な流通経路ではなく、灰色の市場を通して販売する方法をとっている。



## 2. 大豆（ブラジル）

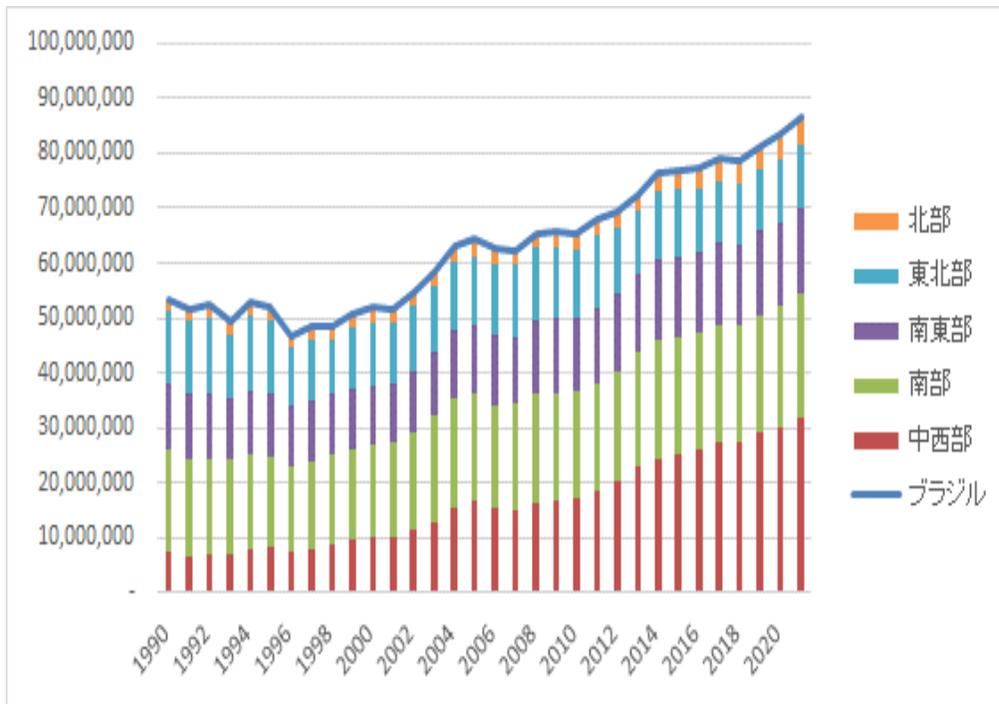
---

- 2-1 ブラジルの概要
- 2-2 ブラジルの大豆産業振興策
- 2-3 ブラジル産大豆の現状
- 2-4 ブラジル産大豆のサプライチェーン
- 2-5 **サステナビリティに関連する課題等**
- 2-6 ブラジル産大豆の品質・量の安定調達のための取組の方向性

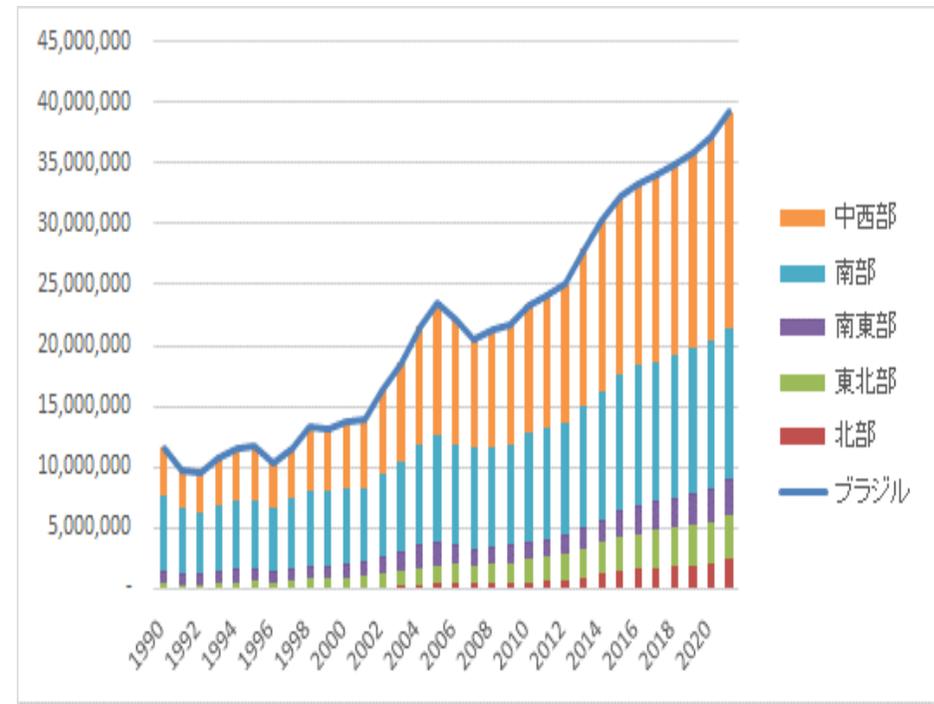
# ブラジルにおける耕作面積の拡大

- ブラジルの耕作地面積は、次図に示す様に1990年代は停滞していたものの、2000年頃より拡大し始め、IBGEの統計によると、2000年の5,182万haから2021年には8,667万haと大きく拡大した
- 品目別にみると、大豆、トウモロコシおよびサトウキビのシェアが拡大。特に、中西部および北部の大豆栽培が拡大していることより、大豆栽培に対するNGOの指摘が顕著になっている

### 各地域別耕作面積の推移（単位:ha）



### 地域別大豆栽培面積の推移（単位:ha）



（出所） IBGE Produção Agrícola Municipalより、ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA作成